

長浜市訓令第16号

長浜市ゼロカーボンシティ推進本部設置規程（令和5年長浜市訓令第40号）の一部を次のように改正する。

令和7年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第3条第3項第3号中「訓令第9号」の次に「。次条において「庁議規程」という。」を加える。

第8条を第9条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（幹事会）

第5条 本部に、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の会議に付議する事項及び本部の会議で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。
- 3 幹事長は市民生活部長とし、副幹事長は市民生活部次長とする。
- 4 幹事は、庁議規程第9条の次長会議の構成員（未来創造部長及び市民生活部次長を除く。）をもって充てる。
- 5 幹事長は、会務を総括し、必要に応じて幹事会の会議を招集し、会議の進行を行う。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。